宮城県公報

発　行
宮　城　県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目　次

議　会　　ページ
○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令　一
○宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令　一
○宮城県議会事務局職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令　二

議　会

○宮城県議会訓令甲第三号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県議会議長　石　川　光　次　郎

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年三月二十六日宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「局長」を「事務局長」に改める。

第四条第一項の表局長の項中「局長」を「事務局長」に改め、同表次長の項中「次長」を「副事務局長」に、「局長」を「事務局長」に改め、同表課長の項の次に次のように加える。

総括課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長を補佐する。

第四条第一項の表課長補佐の項中「、課の事務を整理し、課長を補佐する。ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は」及び「ものとする」を削る。

第五条第一項中「局長」を「事務局長」に改める。

第七条の見出し、同条各号列記以外の部分及び同条第三号中「局長」を「事務局長」に改め、同条第五号及び第六号中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改め、同条第七号中「次長」を「副事務局長」に改め、同条第八号から第十四号までの規定中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改め、同条第十六号中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改め、同条第十七号から第二十一号までの規定中「次長」を「副事務局長」に改め、同条第二十二号及び第二十三号中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改め、同条第二十四号中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に、「第一号から第六号まで」を「各号」に改め、「及び職員の職務に専念する義務の免除（同条第七号に掲げる場合に限る。）の承認」を削る。

第七条の二（見出しを含む。）中「次長」を「副事務局長」に改め、同条第九号中「第一号から第六号まで」を「各号」に改める。

第八条第一項第二号中「総括担当を命ぜられた課長補佐（以下「課長補佐（総括担当）」という。）」を「総括課長補佐」に改め、同項第三号及び第六号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同条第二項第五号、第七号及び第十六号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同項第十八号中「第一号から第六号まで」を「各号」に改め、同項第十九号中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改める。

第八条の二の見出し及び第一項中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同条第二項各号列記以外の部分及び同項第一号中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改め、同項第三号中「次長」を「副事務局長」に改める。

第九条第一項及び第二項中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改め、同条第三項中「総括担当を命ぜられた課長補佐」を「総括課長補佐」に改める。

第十二条の二第二項、第十三条の二第一項及び第二項並びに第二十条第二項中「局長」を「事務局長」に改める。

様式第十号中「　局　　長　」を「　事務局長　」に、「　次　　長　」を「副事務局長」に、「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。

附　則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第四号

宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県議会議長　石　川　光　次　郎

宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年三月三十一日宮城県議会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改める。

第三条の表中「局長」を「事務局長」に、「次長」を「副事務局長」に改める。

附　則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県議会訓令甲第五号

宮城県議会事務局職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県議会議長　石　川　光　次　郎

宮城県議会事務局職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局職員分限懲戒審査会規程（平成八年八月十九日宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次長」を「副事務局長」に、「総括担当を命ぜられた総務課長補佐」を「総務課総括課長補佐」に改め、同条第二項中「次長」を「副事務局長」に改める。

附　則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。